

5月は軽自動車税の納期です

軽自動車税は軽自動車等をお持ちの人にかかる町の税金です。車種や年式によって額が変わります。詳細は下記表をご覧ください。

納期限は、**5月31日(木)**です！

車種区分		年税額		
		平成30年度		
原付	50cc以下	2,000円		
	50cc超90cc以下	2,000円		
	90cc超125cc以下	2,400円		
軽二輪 (125cc超250cc以下)		3,600円		
三輪	旧税率	平成27年3月31日以前に新規登録した車両		
	新税率	平成27年4月1日以降に新規登録した車両		
	重課税率	平成30年4月で車検証の初度検査年月から13年を経過した車両		
	グリーン化特例 (軽課税率)	平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日) までに新車新規登録をした一定の性能を有する車両 (※1)	1,000円	
		平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日) までに新車新規登録をした一定の性能を有する車両 (※2)	2,000円	
		平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日) までに新車新規登録をした一定の性能を有する車両 (※3)	3,000円	
	旧税率	平成27年3月31日以前に新規登録した車両	乗用 (自家用)	7,200円
			貨物 (自家用)	4,000円
			乗用 (営業用)	5,500円
		新税率	平成27年4月1日以後に新規登録した車両	貨物 (営業用)
乗用 (自家用)				10,800円
貨物 (自家用)				5,000円
重課税率	平成30年4月で車検証の初度検査年月から13年を経過した車両	乗用 (営業用)	6,900円	
		貨物 (営業用)	3,800円	
		乗用 (自家用)	12,900円	
	グリーン化特例 (軽課税率)	平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日) までに新規登録をした一定の機能を有する車両 (※1)	貨物 (自家用)	6,000円
			乗用 (営業用)	8,200円
			貨物 (営業用)	4,500円
平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日) までに新規登録をした一定の機能を有する車両 (※2)		乗用 (自家用)	2,700円	
		貨物 (自家用)	1,300円	
		乗用 (営業用)	1,800円	
平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日) までに新規登録をした一定の機能を有する車両 (※3)	貨物 (営業用)	1,000円		
	乗用 (自家用)	5,400円		
	貨物 (自家用)	2,500円		
乗用 (営業用)	乗用 (営業用)	3,500円		
	貨物 (営業用)	1,900円		
	乗用 (自家用)	8,100円		
貨物 (営業用)	貨物 (自家用)	3,800円		
	乗用 (営業用)	5,200円		
	貨物 (営業用)	2,900円		
ボート・トレーラー		3,600円		
二輪の小型自動車 (250cc超)		6,000円		
小型特殊	農 耕 用	2,400円		
	そ の 他	5,900円		
ミニカー		3,700円		

グリーン化特例(※1, ※2, ※3)に該当する車両については軽課税率が適用されます。なお、グリーン化特例 (軽課税率) は平成31年度までです。

- ※1 電気自動車・天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス10%低減、又は平成30年排出ガス規制適合)
- ※2 乗用：揮発油 (ガソリン) を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) 又は平成30年排出ガス規制50%低減達成、かつ平成32年度燃費基準+30%達成車。 貨物：揮発油 (ガソリン) を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) 又は平成30年排出ガス規制50%低減達成、かつ平成27年度燃費基準+35%達成車。
- ※3 乗用：揮発油 (ガソリン) を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) 又は平成30年排出ガス規制50%低減達成、かつ平成32年度燃費基準達成車+10%達成車。 貨物：揮発油 (ガソリン) を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) 又は平成30年排出ガス規制50%低減達成、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車。

●廃車に関するご案内

原動機付自転車や軽自動車等に対する軽自動車税は、毎年4月1日現在で所有 (登録) している場合に、年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割課税の制度はなく、その年度分の税金を納めていただくことになります。

～ご注意とお願い～

- ・現物を廃棄処分されただけでは登録が残ることになります。すみやかに廃車手続きを行ってください。
- ・知人等に譲渡した場合も名義変更が必要です。(手続き漏れの場合は、前所有者に納税通知書が送られます)
- ・盗難に遭われた場合でも、警察への盗難届出に加えて、廃車手続きが必要です。
- ・車両別の申告手続きについては、右のとおりになります。

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-2153

車 種	申告場所
原動機付自転車 小型特殊自動車	嵐山町役場 税務課 ☎0493-62-2153
二輪の小型自動車 軽自動車 (二輪)	〒360-0844 熊谷市御稜ヶ原701-4 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車 (三輪・四輪)	〒360-0841 熊谷市新堀北原960-2 軽自動車検査協会 ☎050-3816-3112

平成30年度 納税カレンダー

納期月	税 目	期 別	納期限
5月	固定資産税 軽自動車税	第1期 第1期	5月31日(木)
6月	町県民税	第1期	7月2日(月)
7月	固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第2期 第1期 第1期 第1期	7月31日(火)
8月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第2期	8月31日(金)
9月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第3期	10月1日(月)

納期月	税 目	期 別	納期限
10月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第3期 第4期 第4期 第4期	10月31日(水)
11月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第5期	11月30日(金)
12月	固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第3期 第6期 第6期 第6期	12月25日(火)
1月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第4期 第7期 第7期 第7期	平成31年 1月31日(木)
2月	固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第4期 第8期 第8期 第8期	2月28日(木)

問合せ 税務課 収税担当 ☎62-2153

納税は便利な口座振替をご利用ください

町税等の納付は口座振替をおすすめします。

口座振替による納税は、指定された口座から納期ごとに自動的に引き落とされることにより納税される方法です。納税忘れることがなく、納付場所に現金を持ち歩く必要もなく、一度手続きをすれば継続して利用できる確実・安全・便利な口座振替をおすすめします。

《口座振替のできる金融機関》

- ◎埼玉信用金庫 本・支店
- ◎埼玉りそな銀行 本・支店
- ◎りそな銀行 本・支店
- ◎埼玉中央農業協同組合 本・支店
- ◎武蔵野銀行 本・支店
- ◎全国のゆうちょ銀行

《口座振替のお申し込み方法》

納税通知書・預金通帳・届出印鑑をお持ちになり、右記の金融機関の窓口で「口座振替申込書」をご記入のうえ申し込みをお願いいたします。

問合せ 税務課 収税担当 ☎62-2153

5月は収税強化月間です

町では、毎年5月と12月を収税強化月間とし、税務課職員を中心に各種税金等を滞納している方々のお宅を重点的に訪問します。期間中は、休日も町内を各班に分けて訪問する予定です。

納期内納付にご協力を

町税等は、納税者の皆様が期限内に自主的に納めていただくことになっていきます。滞納していると延滞金が増え、納付が困難になるばかりではなく、納税者の意思に関わりなく滞納処分 (不動産・給与・預貯金等の差押え) を受けるほか、社会的信用を失うなどの不利益を受けることにつながりかねません。町にとっても貴重な町税を滞納整理に費やすことになるため、納期内納付にぜひご協力ください。

問合せ 税務課 収税担当 ☎62-2153